

事業者の皆さま、 マイナンバー導入準備は進んでいますか？

マイナンバー導入チェックリスト

- ☆ マイナンバーの導入準備は、従業員を雇用するすべての事業者で必要です。
- ☆ 事業者の皆さまは、社会保障や税の手続を行うため、
従業員からマイナンバーを取得し、適切に管理・保管する必要があります。
- ☆ 従業員数の少ない事業者は、以下のチェックリストを参考にしてください。 ☑

<担当者の明確化と番号の取得>

- マイナンバーを扱う人を決めましょう（給料や社会保険料を扱う人など）。
- マイナンバーを従業員から取得する際には、利用目的（「源泉徴収票作成」「健康保険・厚生年金保険届出」「雇用保険届出」など）を伝えましょう。
- マイナンバーを従業員から取得する際には、
番号が間違っていないかの確認と身元の確認が必要です。
①顔写真の付いている「マイナンバーカード（個人番号カード）」 または、
②「通知カード」と「運転免許証」などで確認を行いましょう。

- ※ 従業員で身元の確認が十分できている場合は、番号だけ確認してください。
- ※ アルバイトやパートの方も、マイナンバーの番号確認や身元確認が必要となります。

マイナンバーカード(個人番号カード)

おもて面



うら面



通知カード



<マイナンバーの管理・保管>

- マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引き出しに大切に保管しましょう。無理にパソコンを購入して、管理する必要はありません。
- パソコンがインターネットに接続されている場合は、ウイルス対策ソフトを最新版に更新するなどセキュリティ対策を行いましょう。
- 退職や契約終了などで従業員のマイナンバーがなくなったら、細かく裁断するなどマイナンバーの書いてある書類を確実に廃棄しましょう。パソコンに入っているマイナンバーも削除しましょう。

<従業員の皆さんへの周知>

- 裏面を掲示版に貼るなどして、従業員の皆さんにマイナンバーを何に使うかなど、基本的なことを知ってもらいましょう。

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178(無料)

「通知カード」、「マイナンバーカード」に関することや、
その他マイナンバー制度に関するお問い合わせにお答えします。

マイナンバーのホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

※英語、中国語、韓国語、スペイン語およびポルトガル語の5言語に対応



マイナンバー制度、 知っていますか？



愛称：マイナちゃん

マイナンバー制度で、行政手続きが**早く、簡単かつ正確**に行えるようになります。

- ・ 社会保険の手続きや源泉徴収票などにマイナンバーを記載し、行政手続きで利用することで、確認作業のムダが削減されます。また、添付書類の省略による手続きの簡素化が図られます。
- ・ マイナンバーを利用した正確な情報に基づく確認により、給付金等の不正受給を防止できるなど、公平・公正な社会を実現します。

マイナンバーは、**社会保障・税・災害対策**の行政手続きで利用します。

- ・ 事業者が提出する手続き書類の例
源泉徴収票、支払調書、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届・喪失届など

マイナンバーの提供について、**事業者・従業員**の皆さんのご協力をお願いします。

- ・ 事業者は、社会保険の手続きや源泉徴収票の作成などにおいて、従業員などのマイナンバーの記載が求められます。
- ・ 個人情報を守るため、マイナンバーは、法律で定められた範囲以外での利用が禁止されており、またその管理に当たっては、安全管理が義務付けられます。

マイナンバーカードは申請により**無料**で取得できます。

- ・ マイナンバーカード1枚で、マイナンバーの提示と本人確認が完了します。
- ・ マイナンバーカードは身分証明書として利用でき、電子証明書など便利な機能を備えています。



通知カード

- ・ 身分証明書として
利用できない

- ・ 郵便申請
- ・ スマホから申請
- ・ PCから申請



マイナンバーカード(個人番号カード)

- ・ 身分証明書などとして利用できる

総合フリーダイヤル や **苦情あっせん相談窓口** があります。

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120 - 95 - 0178

「通知カード」、「マイナンバーカード」に関することや、
その他マイナンバー制度に関するお問い合わせにお答えします。

マイナンバー苦情あっせん相談窓口

03 - 6457 - 9585

マイナンバーの取扱いに関する苦情の申し出についての必要な
あっせんを行うため、電話による相談窓口を設置しています。